

9 公益財団法人宮城県環境事業公社



1 基本情報

所 在 地	黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢5番地			出資等の状況	第1位	自己資金	
代 表 者	理事長 武者 光明	設 立	昭和52年4月1日		100,000	千円	(66.7%)
					第2位	宮城県	
電 話	022-343-2877	ファックス	022-343-2881		50,000	千円	(33.3%)
					第3位		
団体分類	自立支援団体	県主務課	環境生活部 廃棄物対策課			千円	()
					第4位		
県出資額・割合	50,000 千円 (33.3%)	ホームページ	http://www.miva-kan.or.jp		千円	()	
				第5位			
設立目的 (定款等)	廃棄物の処理及び循環型社会の形成に関する事業を行うことにより、良好な環境を維持し、もって県民の健康な生活に寄与する。			その他			
				出資等総額	150,000 千円		

2 主な事業内容

事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
事業1 廃棄物処理に関する事業(公益目的事業)	1,232,210 (99.1%)	1,376,662 (99.1%)	1,507,667 (99.2%)	産業廃棄物の埋立処分
事業2 循環型社会の形成に関する事業(公益目的事業)	11,512 (0.9%)	11,937 (0.9%)	11,519 (0.8%)	環境シンポジウム等普及啓発、環境協賛事業、廃棄物斡旋
事業3	()	()	()	
その他の事業	()	()	()	
全体事業費	1,243,722	1,388,599	1,519,186	指定管理者

3 令和7年度の公社等の取組目標

①公益的使命、役割等に関すること	②組織運営の健全性に関すること	③財務の健全性に関すること
産業廃棄物処理に関する事業については、62,000トン処理する計画とし、地域の産業廃棄物の適正処理に資する。循環型社会の形成に関する事業として、環境セミナーの開催及び環境関連事業への協賛を行う。	公社定款をはじめ各種規程を遵守し、適正かつ安全な処分場の運営に努めるとともに、公認会計士による監査を実施し、健全な資金管理を行う。	令和9年度中の稼働を目指す新処分場の建設を踏まえ、資金計画による資金管理を徹底し、同時に安定した経営を目指す。

4 令和7年度の達成状況及び評価

項目	達成状況	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
①公益的使命、役割等に関すること	産業廃棄物処理に関する事業については、59,908トンを受け入れた。循環型社会形成に関する事業として、環境セミナーを10月に開催し、環境関連事業21団体に協賛した。	令和7年度末で現処分場の受入れを終了し、地域の産業廃棄物の適正処理に貢献した。環境セミナー等の実施により、多くの県民の理解促進につながった。	現処分場を安定的に運営し、特に問題なく、予定どおり令和7年度末で受入れを終了した。また、循環型社会の形成に関する普及啓発に積極的に取り組んだほか、新処分場の建設も滞りなく進んでいる。	A
②組織運営の健全性に関すること	各種規程を遵守し、適正かつ安全な処分場の運営を行った。公認会計士による監査を行った。	コンプライアンス規程を新たに制定し、研修を実施するなど内部統制の強化を図り、組織運営の健全性は維持されている。また、公認会計士による監査においても、適切かつ健全な資金管理が認められた。	コンプライアンス規程を新たに整備するなど内部統制の強化に努めているほか、公認会計士による監査が適正に行われるなど、資金管理も適切に行われている。	
③財務の健全性に関すること	令和9年度中の稼働を目指す新処分場の建設を踏まえ、資金計画による資金管理を徹底し、安定した経営を維持できた。	中期的な収支均衡の基準を満たしており、産業廃棄物処理に関する事業収入は安定している。令和8年度は、事業収入がなくなることから、徹底した資金管理が必要となる。	必要な維持管理積立金を確保するなど健全な財政状況を維持しているが、令和9年度の新処分場開設まで事業収入が途絶え、物価高騰も懸念される中で、新処分場の建設を進めいくため、資金の管理を適切に行う必要がある。	
総合評価・今後の方向性と課題		廃棄物の適正処理及び循環型社会の形成に関する事業とともに、関係者との連携を図りながら円滑に進めることができた。財政も健全に推移している。 令和8年度は、収入が途絶えることとなるが、新処分場建設費等の支出は継続される。徹底的な資金管理を行っていく。	組織運営、財務状況ともに健全性に問題はないが、社会情勢の変化等に伴う様々な懸念がある中で、新処分場の建設が滞りなく進むよう、法人運営や資金計画等に関して、必要な助言を行っていく。	総合評価 B

※1 上記の「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況（単位:千円）

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減(R7-R6)
貸借対照表	資産合計	15,575,096	14,606,485	14,763,031	156,546
	流動資産	1,925,611	901,684	839,032	△ 62,652
	固定資産	13,649,485	13,704,801	13,923,999	219,198
	うち基本財産	150,627	150,635	150,642	7
	負債合計	10,732,844	9,902,399	10,148,527	246,128
	流動負債	1,153,674	317,547	545,723	228,176
	固定負債	9,579,170	9,584,852	9,602,804	17,952
	うち長期借入金	0	0		0
	正味財産合計	4,842,252	4,704,086	4,614,503	△ 89,583
	指定正味財産	50,068	50,070	50,073	3
	一般正味財産	4,792,184	4,654,016	4,564,430	△ 89,586
正味財産増減計算書	経常収益	1,340,715	1,303,145	1,279,444	△ 23,701
	うち事業収益	1,295,259	1,259,738	1,221,826	△ 37,912
	経常費用	1,254,564	1,399,936	1,532,199	132,263
	うち管理費	10,843	11,336	13,013	1,677
	評価損益等調整前当期経常増減額	86,151	△ 96,791	△ 252,755	△ 155,964
	当期経常増減額	86,151	△ 96,791	△ 252,755	△ 155,964
	経常外収益	2,024	0	163,169	163,169
	経常外費用	60,098	41,378	0	△ 41,378
	当期経常外増減額	△ 58,074	△ 41,378	163,169	204,547
	当期一般正味財産増減額	28,076	△ 138,168	△ 89,586	48,582
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	0	0	0	0
	総収入 ※3	1,342,742	1,303,148	1,442,616	139,468
	総収入に対する補助金等割合	0.0%	0.0%	0.0%	
	新規貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。

(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減(R7-R6)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	31.1%	32.2%	31.3%	-0.9%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	166.9%	284.0%	153.7%	-130.3%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	6.4%	-7.4%	-19.8%	-12.4%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	0.8%	0.9%	1.0%	0.1%

7 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (6月末現在)	令和7年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県退職者)	2 (2)	3 (3)	3 (3)	常勤役員	
	非常勤(うち県退職者)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	平均年齢(歳)	64.0
職員	常勤職員 (※4)	20	20	21	平均年収 (千円)	6,876
	プロパー職員	13	14	15	常勤職員(プロパー)	
	県退職者	7	6	6	平均年齢(歳)	48.9
	県派遣職員	0	0	0		
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	6,779
	上記以外の職員(※5)	5	5	4		
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率
					- %	不足数
						-

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

9 公益財団法人宮城県環境事業公社

1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価	
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。	1
			②周知していない。	
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。	1
			②登用していない。	
		人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。	1
			②行っていない。	
		DX推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓DXについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。	1
			②設置又は配置していない。	
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備	1
			②8項目未満整備	
			就業規則	
			役員報酬規程	
			職務分掌規程	
			会計規程	
			契約規程	
			決裁規程	
			給与規程	
			退職手当規程	
			施設等管理規程	
			業務継続計画（BCP）	
		実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。	2
			②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。	
			③公認会計士・税理士による関与はない。	
		組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。	0
			②整備していない。	

No.	項目	評価内容		評価			
3	内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	②	2		
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1			
			③ホームページで公開していない。	0			
			定款（寄附行為）	■			
			役員等名簿	■			
			事業計画書	■			
			収支予算書	■			
			事業（営業）報告書	■			
			収支計算書	■			
			貸借対照表	■			
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■			
			財産目録	■			
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	■			
			役員の報酬・退職金に関する規定	□			
			コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①3項目以上実施している。		②	2
				②1～2項目実施している。		1	
				③実施していない。		0	
				○コンプライアンスに関する規程を整備している。		■	
				○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。		□	
	○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	■					
	○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。	■					
	○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	□					
	合計（12点満点）				11		

組織運営の健全性の目標	目標の達成状況【令和7年度実績】	
公社定款をはじめ各種規程を遵守し、適正かつ安全な処分場の運営に努めるとともに、公認会計士による監査を実施し、健全な資金管理を行う。	各種規程を遵守し、適正かつ安全な処分場の運営を行った。公認会計士による監査を行った。	
団体による自己評価 （概況、今後の方向性と課題等）	県（主務課）の所見	参考 指標
コンプライアンス規程を新たに制定し、研修を実施するなど内部統制の強化を図り、組織運営の健全性は維持されている。また、公認会計士による監査においても、適切かつ健全な資金管理が認められた。	コンプライアンス規程を新たに整備するなど内部統制の強化に努めているほか、公認会計士による監査が適正に行われるなど、資金管理も適切に行われている。	A

<参考指標>

合計点が

9～12点の場合：A（概ね良好）

6～8点の場合：B（改善の余地あり）

3～5点の場合：C（改善措置が必要）

0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

2 財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	採算性	経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-（事業費＋管理費）	① 3期連続黒字（増加）	3	1
			②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2	
			③当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	①	
			④ 3期連続赤字（減少）	0	
	事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	① 3期連続黒字（増加）	3	1	
		②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2		
		③当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	①		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計：利益剰余金	①当期≧0（累積欠損金なし）	②	2	
		②当期<0（累積欠損金あり）	0		
2	安全性	財務は安定しているか。 〔指標〕正味財産（自己資本）比率の状況 ✓正味財産合計（純資産）÷資産合計×100	①当期≧30%	②	2
			②当期<30%	0	
	借入金に依存していないか。 〔指標〕借入金依存度の状況 ✓（短期借入金＋長期借入金）÷資産合計 ×100	①当期≦正味財産（自己資本）比率、借入金なし	①	1	
		②当期>正味財産（自己資本）比率	0		
	十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕流動比率の状況 ✓流動資産÷流動負債×100	①当期≧100%	①	1	
		②当期<100%	0		
合計（12点満点）				8	

財務の健全性の目標	目標の達成状況【令和7年度実績】	
令和9年度中の稼働を目指す新処分場の建設を踏まえ、資金計画による資金管理を徹底し、同時に安定した経営を目指す。	令和9年度中の稼働を目指す新処分場の建設を踏まえ、資金計画による資金管理を徹底し、安定した経営を維持できた。	
団体による自己評価 （概況、今後の方向性と課題等）	県（主務課）の所見	参考指標
中期的な収支均衡の基準を満たしており、産業廃棄物処理に関する事業収入は安定している。令和8年度は、事業収入がなくなることから、徹底した資金管理が必要となる。	必要な維持管理積立金を確保するなど健全な財政状況を維持しているが、令和9年度の新処分場開設まで事業収入が途絶え、物価高騰も懸念される中で、新処分場の建設を進めていくため、資金の管理を適切に行う必要がある。	B

<参考指標>

合計点が
 10～12点の場合：A（概ね良好）
 6～9点の場合：B（改善の余地あり）
 3～5点の場合：C（改善措置が必要）
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）